



ホテル・旅館等に対する

「表示制度」

について



表示制度
とは？



対象となる
建物は？



ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査した結果、

『消防法令の他、重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められた建物』

に対して消防機関からホテル・旅館等の関係者へ表示マークを交付する制度です。

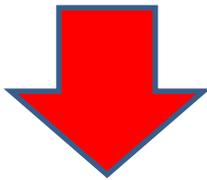
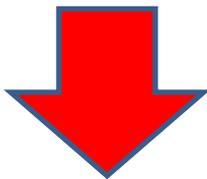
光地区消防組合管内（光市、田布施町、周南市（熊毛地域））に存するホテル・旅館等で、

『3階建て以上で収容人員が、30人以上のホテル・旅館等（複合用途の建物内にホテル・旅館等がある場合を含む）』

が対象となります。

光地区消防組合では、同制度の実施にあたり、消防本部予防課指導係において、申請の受付を開始しております。

表示制度の申請・交付の流れ

<p>①申請</p> 	<p>表示マークの申請 ホテル・旅館等の関係者は次のいずれかの場合、申請することができます。</p> <p>①表示マークの交付（更新）を希望する場合→「表示マーク交付（更新）申請書」を作成</p> <p>②表示制度対象外施設通知書の交付を希望する場合→「表示制度対象外施設申請書」を作成</p> <p>上記①、②のいずれかの申請書に以下の書類（写しでも可）を添えて消防本部予防課指導係に申請してください。</p> <p>〈申請に必要な書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物（防災管理）点検結果報告書（※1） ・消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 ・製造所等定期点検記録表（※2） ・特殊建築物等定期調査報告書 				
<p>②審査</p> 	<p>表示基準の審査 消防機関は、ホテル・旅館等の関係者からの申請書と添付書類に基づき、建物が表示基準に適合していることを審査します。（必要に応じて立入検査を行います。）</p> <p>〈表示基準〉</p> <p>①消防法令の基準（防火管理の実施状況、消防用設備等の設置状況及び危険物施設等）に適合していること</p> <p>②建築基準法令の基準（構造・防火区画・階段・避難施設等）に適合していること</p>				
<p>③交付</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="395 1160 662 1451">  </td> <td data-bbox="662 1160 1532 1451"> <p>表示マーク（銀）の交付 消防機関による審査の結果、表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク（銀）」（有効期間1年間）が交付されます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1451 662 1736">  </td> <td data-bbox="662 1451 1532 1736"> <p>表示マーク（金）の交付 3年間継続して表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク（金）」（有効期間3年間）が交付されます。</p> </td> </tr> </table>		<p>表示マーク（銀）の交付 消防機関による審査の結果、表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク（銀）」（有効期間1年間）が交付されます。</p>		<p>表示マーク（金）の交付 3年間継続して表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク（金）」（有効期間3年間）が交付されます。</p>
	<p>表示マーク（銀）の交付 消防機関による審査の結果、表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク（銀）」（有効期間1年間）が交付されます。</p>				
	<p>表示マーク（金）の交付 3年間継続して表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク（金）」（有効期間3年間）が交付されます。</p>				
<p>※1 申請するホテル・旅館等が、防災管理対象物の場合のみ「防災管理点検結果報告書」が必要となります。</p> <p>※2 申請するホテル・旅館等に当該施設がある場合のみ「製造所定期点検記録表」が必要となります。</p>					

各種申請様式については、以下からダウンロードできます。

申請様式名	ファイル形式	総枚数
表示マーク交付（更新）申請書	Word	1
表示制度対象外施設申請書	Word	1